





報告第5号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和2年4月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

損害賠償の額を定めることについて



専決第6号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年4月17日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事件区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和2年1月21日(火)午前10時20分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町道場157番1 豊岡市立静修小学校 北側駐車場内
相手方の 住所氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
損害賠償額	364,859円
事故の概要	日本・モンゴル民族博物館職員が、出前授業のため豊岡市立静修小学校を訪問した際、駐車しようとして公用車を後進させたところ、すでに駐車していた相手方車両右前部と公用車右後部が接触し、相手方車両を損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)



報告第6号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）





専決第7号

## 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）

令和元年度豊岡市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,164,107千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年3月31日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		380,092	8,248	388,340
	1. 地方揮発油譲与税	99,599	△7,339	92,260
	2. 自動車重量譲与税	249,944	15,753	265,697
	4. 森林環境譲与税	30,000	△299	29,701
	5. 航空機燃料譲与税	549	133	682
3. 利子割交付金		22,077	△12,753	9,324
	1. 利子割交付金	22,077	△12,753	9,324
4. 配当割交付金		73,038	△12,683	60,355
	1. 配当割交付金	73,038	△12,683	60,355
5. 株式等譲渡所得割交付金		64,586	△32,327	32,259
	1. 株式等譲渡所得割交付金	64,586	△32,327	32,259
6. 地方消費税交付金		1,540,367	△93,177	1,447,190
	1. 地方消費税交付金	1,540,367	△93,177	1,447,190
7. ゴルフ場利用税交付金		10,446	1,469	11,915
	1. ゴルフ場利用税交付金	10,446	1,469	11,915
8. 自動車取得税交付金		79,942	△4,863	75,079
	1. 自動車取得税交付金	79,942	△4,863	75,079
9. 環境性能割交付金		27,387	△6,239	21,148
	1. 環境性能割交付金	27,387	△6,239	21,148
10. 地方特例交付金		148,571	35,255	183,826
	1. 地方特例交付金	51,027	13,539	64,566
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	97,544	21,716	119,260
11. 地方交付税		17,071,335	478,360	17,549,695
	1. 地方交付税	17,071,335	478,360	17,549,695
12. 交通安全対策特別交付金		10,621	△35	10,586
	1. 交通安全対策特別交付金	10,621	△35	10,586
16. 県支出金		2,931,635	△3,307	2,928,328

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 県補助金	1,173,289	△3,307	1,169,982
17. 財産収入		217,898	18,024	235,922
	2. 財産売却収入	139,416	18,024	157,440
19. 繰入金		1,810,389	△253,783	1,556,606
	2. 基金繰入金	1,683,546	△253,783	1,429,763
21. 諸収入		1,675,458	15,350	1,690,808
	5. 雑収入	1,082,046	15,350	1,097,396
22. 市債		3,401,000	△40,900	3,360,100
	1. 市債	3,401,000	△40,900	3,360,100
歳入合計		47,067,468	96,639	47,164,107

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,779,541	100,000	6,879,541
	1. 総務管理費	6,107,671	100,000	6,207,671
12. 公債費		6,728,585	△3,361	6,725,224
	1. 公債費	6,728,585	△3,361	6,725,224
歳出合計		47,067,468	96,639	47,164,107

## 第 2 表 地方債補正

廃止

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業費 〔玄武洞公園〕	5,700 〔5,700〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
計	5,700			

変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
バス交通対策事業費 〔イナカー〕	5,500 〔5,500〕	4,600 〔4,600〕
庁舎整備事業費 〔日高庁舎〕	28,500 〔28,500〕	18,000 〔18,000〕
地域振興事業費 〔太鼓橋〕	4,000 〔4,000〕	2,300 〔2,300〕
観光施設整備事業費 〔城崎文芸館〕	61,700 〔61,700〕	61,200 〔61,200〕
内水処理施設整備事業費 〔排水ポンプ〕	61,700 〔61,700〕	61,200 〔61,200〕
道路整備事業費 〔大規模舗装繕事業〕	181,300 〔26,700〕	176,800 〔22,300〕
〔市谷線〕	〔3,800〕	〔7,900〕
〔正法寺岩井線〕	〔14,200〕	〔10,000〕
橋りょう整備事業費 〔上野橋〕	365,500 〔76,500〕	364,900 〔76,000〕
〔橋りょう長寿命化事業〕	〔253,600〕	〔253,500〕
除雪機械整備事業費	3,900	3,500
消雪装置整備事業費	20,500	19,300
公園整備事業費 〔東山公園〕	29,000 〔14,000〕	29,700 〔13,900〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
〔 ジャジャ山公園 〕	〔 15,000 〕	〔 15,800 〕
土地区画整理事業費	29,600	29,500
〔 稲 葉 川 〕	〔 29,600 〕	〔 29,500 〕
消防防災施設整備事業費	333,400	333,200
〔 防 火 水 槽 〕	〔 9,300 〕	〔 9,100 〕
公立小学校整備事業費	48,200	45,300
〔 ブ ロ ッ ク 塀 対 策 〕	〔 23,100 〕	〔 20,400 〕
〔 校 内 通 信 ネットワーク 〕	〔 18,100 〕	〔 17,900 〕
公立中学校整備事業費	87,500	85,100
〔 ブ ロ ッ ク 塀 対 策 〕	〔 12,400 〕	〔 10,100 〕
〔 校 内 通 信 ネットワーク 〕	〔 7,400 〕	〔 7,300 〕
社会教育施設整備事業費	51,500	50,900
〔 生 涯 学 習 サ ロ ン 〕	〔 51,500 〕	〔 50,900 〕
保健体育施設整備事業費	70,100	68,300
〔 城 崎 ポ ー ト セ ン タ ー 〕	〔 31,700 〕	〔 30,100 〕
〔 神 美 台 ス ポ ー ツ 公 園 〕	〔 38,400 〕	〔 38,200 〕
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	157,100	150,000
計	3,395,300	3,360,100

令和元年度豊岡市一般会計  
補正予算（第11号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	380,092	8,248	388,340
3. 利子割交付金	22,077	△12,753	9,324
4. 配当割交付金	73,038	△12,683	60,355
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,586	△32,327	32,259
6. 地方消費税交付金	1,540,367	△93,177	1,447,190
7. ゴルフ場利用税交付金	10,446	1,469	11,915
8. 自動車取得税交付金	79,942	△4,863	75,079
9. 環境性能割交付金	27,387	△6,239	21,148
10. 地方特例交付金	148,571	35,255	183,826
11. 地方交付税	17,071,335	478,360	17,549,695
12. 交通安全対策特別交付金	10,621	△35	10,586
16. 県支出金	2,931,635	△3,307	2,928,328
17. 財産収入	217,898	18,024	235,922
19. 繰入金	1,810,389	△253,783	1,556,606
21. 諸収入	1,675,458	15,350	1,690,808
22. 市債	3,401,000	△40,900	3,360,100
歳入合計	47,067,468	96,639	47,164,107





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	6,779,541	100,000	6,879,541
3. 民生費	12,731,518	0	12,731,518
7. 商工費	1,226,176	0	1,226,176
8. 土木費	6,172,922	0	6,172,922
9. 消防費	2,312,704	0	2,312,704
10. 教育費	4,396,869	0	4,396,869
12. 公債費	6,728,585	△3,361	6,725,224
歳出合計	47,067,468	96,639	47,164,107

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	△18,000		118,000
	△700	△3,783	4,483
	△6,200		6,200
	△6,600		6,600
	△200		200
	△9,200		9,200
			△3,361
0	△40,900	△3,783	141,322

2. 歳入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方揮発油譲与税	99,599	△7,339	92,260
計	99,599	△7,339	92,260

(款) 2. 地方譲与税

(項) 2. 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車重量譲与税	249,944	15,753	265,697
計	249,944	15,753	265,697

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	30,000	△299	29,701
計	30,000	△299	29,701

(款) 2. 地方譲与税

(項) 5. 航空機燃料譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 航空機燃料譲与税	549	133	682
計	549	133	682

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子割交付金	22,077	△12,753	9,324
計	22,077	△12,753	9,324

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地方揮発油譲与税	△7,339	地方揮発油譲与税	△7,339

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 自動車重量譲与税	15,753	自動車重量譲与税	15,753

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 森林環境譲与税	△299	森林環境譲与税	△299

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 航空機燃料譲与税	133	航空機燃料譲与税	133

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 利子割交付金	△12,753	利子割交付金	△12,753

## (款) 4. 配当割交付金

## (項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 配当割交付金	73,038	△12,683	60,355
計	73,038	△12,683	60,355

## (款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

## (項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	64,586	△32,327	32,259
計	64,586	△32,327	32,259

## (款) 6. 地方消費税交付金

## (項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1,540,367	△93,177	1,447,190
計	1,540,367	△93,177	1,447,190

## (款) 7. ゴルフ場利用税交付金

## (項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	10,446	1,469	11,915
計	10,446	1,469	11,915

## (款) 8. 自動車取得税交付金

## (項) 1. 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車取得税交付金	79,942	△4,863	75,079
計	79,942	△4,863	75,079

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 配当割交付金	△12,683	配当割交付金	△12,683

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 株式等譲渡所得割交付金	△32,327	株式等譲渡所得割交付金	△32,327

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地方消費税交付金	△93,177	地方消費税交付金	△93,177

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. ゴルフ場利用税交付金	1,469	ゴルフ場利用税交付金	1,469

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 自動車取得税交付金	△4,863	自動車取得税交付金	△4,863

## (款) 9. 環境性能割交付金

## (項) 1. 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割交付金	27,387	△6,239	21,148
計	27,387	△6,239	21,148

## (款) 10. 地方特例交付金

## (項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	51,027	13,539	64,566
計	51,027	13,539	64,566

## (款) 10. 地方特例交付金

## (項) 2. 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 子ども・子育て支援臨時交付金	97,544	21,716	119,260
計	97,544	21,716	119,260

## (款) 11. 地方交付税

## (項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,071,335	478,360	17,549,695
計	17,071,335	478,360	17,549,695

## (款) 12. 交通安全対策特別交付金

## (項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	10,621	△35	10,586
計	10,621	△35	10,586



(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 環境性能割交付金	△6,239	環境性能割交付金	△6,239

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地方特例交付金	13,539	地方特例交付金	13,539

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 子ども・子育て支援臨時交付金	21,716	子ども・子育て支援臨時交付金	21,716

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地方交付税	478,360	特別交付税 震災復興特別交付税	478,339 21

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 交通安全対策特別交付金	△35	交通安全対策特別交付金	△35

## (款) 16. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	21,628	△3,307	18,321
計	1,173,289	△3,307	1,169,982

## (款) 17. 財産収入

## (項) 2. 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売却収入	136,237	7,676	143,913
2. 物品売却収入	1,414	10,348	11,762
計	139,416	18,024	157,440

## (款) 19. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	664,322	△250,000	414,322
13. 地域振興基金繰入金	198,011	△3,783	194,228
計	1,683,546	△253,783	1,429,763

## (款) 21. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,081,335	15,350	1,096,685
計	1,082,046	15,350	1,097,396

## (款) 22. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	71,000	△13,100	57,900

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△3,307	市町振興支援交付金	△3,307

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 土地売払収入	7,676	土地売払収入	7,676
1. 物品売払収入	10,348	不用物品売払収入	10,348

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	△250,000	財政調整基金繰入金	△250,000
1. 地域振興基金繰入金	△3,783	地域振興基金繰入金	△3,783

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 雑 入	15,350	兵庫県市町村振興協会市町交付金	15,350

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理債	△13,100	バス交通対策事業債 イナカー 庁舎整備事業債	△900 △900 △10,500

## (款) 22. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(総務債)			
7. 商工債	67,400	△6,200	61,200
8. 土木債	749,300	△6,600	742,700
9. 消防債	870,300	△200	870,100
10. 教育債	257,300	△7,700	249,600
15. 過疎対策事業債(過疎地域自立促進特別事業分)	157,100	△7,100	150,000
計	3,401,000	△40,900	3,360,100

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(総務管理債)		日高庁舎 地域振興事業債 太鼓橋	△10,500 △1,700 △1,700
1. 商 工 債	△6,200	観光施設整備事業債 玄武洞公園 城崎文芸館	△6,200 △5,700 △500
1. 土 木 管 理 債	△500	内水処理施設整備事業債 排水ポンプ	△500 △500
2. 道 路 橋 り ょ う 債	△6,700	道路整備事業債 大規模舗装修繕事業 市谷線 正法寺岩井線 橋りょう整備事業債 上野橋 橋りょう長寿命化事業 除雪機械整備事業債 消雪装置整備事業債	△4,500 △4,400 4,100 △4,200 △600 △500 △100 △400 △1,200
5. 都 市 計 画 債	600	公園整備事業債 東山公園 ジャジャ山公園 土地区画整理事業債 稲葉川	700 △100 800 △100 △100
1. 消 防 債	△200	消防防災施設整備事業債 防火水槽	△200 △200
2. 小 学 校 債	△2,900	公立小学校整備事業債 ブロック塀対策 校内通信ネットワーク	△2,900 △2,700 △200
3. 中 学 校 債	△2,400	公立中学校整備事業債 ブロック塀対策 校内通信ネットワーク	△2,400 △2,300 △100
5. 社 会 教 育 債	△600	社会教育施設整備事業債 生涯学習サロン	△600 △600
6. 保 健 体 育 債	△1,800	保健体育施設整備事業債 城崎ボートセンター 神美台スポーツ公園	△1,800 △1,600 △200
1. 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△7,100	過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△7,100

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財 産 管 理 費	1,352,893	100,000	1,452,893				100,000
6. 企 画 費	717,932	0	717,932		△1,500		1,500
8. 公共交通対策費	309,276	0	309,276		△3,300		3,300
13. 城崎振興局費	41,521	0	41,521		△1,700		1,700
14. 竹野振興局費	31,311	0	31,311		△100		100
15. 日高振興局費	120,281	0	120,281		△10,500		10,500
32. 地域コミュニティ 推 進 費	318,275	0	318,275		△900		900
計	6,107,671	100,000	6,207,671		△18,000		118,000

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 医療費助成事業費	367,327	0	367,327			△3,783	3,783
11. 健康福祉施設管理 費	150,105	0	150,105		△700		700
計	3,908,730	0	3,908,730		△700	△3,783	4,483

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 観光施設管理費	191,462	0	191,462		△6,200		6,200
計	1,226,176	0	1,226,176		△6,200		6,200

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	100,000	基金管理費 【財政課】 100,000 財政調整基金積立金 100,000
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 内水処理費	66,000	0	66,000		△500		500
計	410,575	0	410,575		△500		500

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 道路維持費	331,853	0	331,853		△4,400		4,400
3. 道路新設改良費	225,578	0	225,578		△100		100
4. 雪害対策費	454,068	0	454,068		△1,600		1,600
5. 橋りょう維持費	736,150	0	736,150		△100		100
6. 橋りょう新設改良費	267,176	0	267,176		△500		500
計	2,211,222	0	2,211,222		△6,700		6,700

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 公園管理費	77,038	0	77,038		700		△700
5. 土地区画整理費	48,394	0	48,394		△100		100
計	2,940,739	0	2,940,739		600		△600



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 消防施設費	278,171	0	278,171		△200		200
計	2,312,704	0	2,312,704		△200		200

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 教育振興基本計画 推進費	55,754	0	55,754		△800		800
計	728,441	0	728,441		△800		800

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	592,167	0	592,167		△2,900		2,900
計	682,829	0	682,829		△2,900		2,900

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	261,157	0	261,157		△2,400		2,400
計	393,148	0	393,148		△2,400		2,400

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	211,858	0	211,858		△600		600
計	1,195,587	0	1,195,587		△600		600

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	98,926	0	98,926		△700		700
4. 体育館費	55,148	0	55,148		△1,600		1,600
5. 市民グラウンド費	137,778	0	137,778		△200		200
計	1,099,611	0	1,099,611		△2,500		2,500

## (款) 12. 公債費

## (項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	356,907	△3,361	353,546				△3,361
計	6,728,585	△3,361	6,725,224				△3,361

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子及び割引料	△3,361	市債利子 【財政課】 △361 市債利子 △361 一時借入金利子 【財政課】 △3,000 一時借入金利子 △3,000

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	41,097,036	38,043,339	2,754,000	△ 33,800
(1) 総 務	7,245,578	6,388,774	71,000	△ 13,100
(5) 商 工	2,443,611	2,217,759	67,400	△ 6,200
(6) 土 木	8,896,522	7,944,194	1,088,900	△ 6,600
(7) 消 防	2,820,648	2,848,926	872,800	△ 200
(8) 教 育	10,250,956	9,596,786	468,700	△ 7,700
3. そ の 他 債	16,223,192	16,449,027	1,182,100	△ 7,100
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域自立促進特別事業分)	439,840	432,836	157,100	△ 7,100
合 計	57,384,754	54,669,844	4,117,900	△ 40,900

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見込額	補正前の額	補正額	補正後の額
2,720,200	5,068,694	35,728,645	△ 33,800	35,694,845
57,900	894,974	5,564,800	△ 13,100	5,551,700
61,200	544,563	1,740,596	△ 6,200	1,734,396
1,082,300	1,177,951	7,855,143	△ 6,600	7,848,543
872,600	412,735	3,308,991	△ 200	3,308,791
461,000	1,165,658	8,899,828	△ 7,700	8,892,128
1,175,000	1,293,636	16,337,491	△ 7,100	16,330,391
150,000	142,436	447,500	△ 7,100	440,400
4,077,000	6,371,358	52,416,386	△ 40,900	52,375,486

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲 与 税	380,092	8,248	388,340
3	利 子 割 交 付 金	22,077	△ 12,753	9,324
4	配 当 割 交 付 金	73,038	△ 12,683	60,355
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	64,586	△ 32,327	32,259
6	地 方 消 費 税 交 付 金	1,540,367	△ 93,177	1,447,190
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	10,446	1,469	11,915
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	79,942	△ 4,863	75,079
9	環 境 性 能 割 交 付 金	27,387	△ 6,239	21,148
10	地 方 特 例 交 付 金	148,571	35,255	183,826
11	地 方 交 付 税	17,071,335	478,360	17,549,695
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,621	△ 35	10,586
16	県 支 出 金	2,931,635	△ 3,307	2,928,328
17	財 産 収 入	217,898	18,024	235,922
19	繰 入 金	1,810,389	△ 253,783	1,556,606
21	諸 収 入	1,675,458	15,350	1,690,808
22	市 債	3,401,000	△ 40,900	3,360,100
歳 入 合 計		47,067,468	96,639	47,164,107



(単位 千円)

主 な 内 容			
地方揮発油譲与税	△ 7,339	自動車重量譲与税	15,753
森林環境譲与税	△ 299	航空機燃料譲与税	133
地方特例交付金	13,539	子ども・子育て支援臨時交付金	21,716
特別交付税	478,339	震災復興特別交付税	21
市町振興支援交付金	△ 3,307		
土地売払収入	7,676	不用物品売払収入	10,348
財政調整基金	△ 250,000	地域振興基金	△ 3,783
兵庫県市町村振興協会市町交付金	15,350		
バス交通対策事業債	△ 900	庁舎整備事業債	△ 10,500
地域振興事業債	△ 1,700	観光施設整備事業債	△ 6,200
内水処理施設整備事業債	△ 500	道路整備事業債	△ 4,500
橋りょう整備事業債	△ 600	除雪機械整備事業債	△ 400
消雪装置整備事業債	△ 1,200	公園整備事業債	700
土地区画整理事業債	△ 100	消防防災施設整備事業債	△ 200
公立小学校整備事業債	△ 2,900	公立中学校整備事業債	△ 2,400
社会教育施設整備事業債	△ 600	保健体育施設整備事業債	△ 1,800
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△ 7,100		

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	6,779,541	100,000	6,879,541
12	公 債 費	6,728,585	△ 3,361	6,725,224
歳 出 合 計		47,067,468	96,639	47,164,107

(単位 千円)

主 な 内 容			
基金管理費	100,000		
市債利子	△ 361	一時借入金利子	△ 3,000

# 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
23	償還金、利子及び割引料	6,865,848	△ 3,361	6,862,487
25	積 立 金	1,136,621	100,000	1,236,621
歳 出 合 計		47,067,468	96,639	47,164,107

## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性質別	補正前の額	補正額	計
9	公債費	6,728,265	△ 3,361	6,724,904
(1)	元利償還費	6,725,265	△ 361	6,724,904
(1)	利子	353,907	△ 361	353,546
(2)	一時借入金利子	3,000	△ 3,000	0
10	積立金	1,136,621	100,000	1,236,621
歳出合計		47,067,468	96,639	47,164,107

# 投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名	予算額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
総務費	バス交通対策事業費		△ 900		900
	庁舎管理費（日高）		△ 10,500		10,500
	城崎振興局プロジェクト事業費		△ 1,700		1,700
小 計			△ 13,100		13,100
商工費	城崎文芸館管理費		△ 500		500
	玄武洞公園整備事業費		△ 5,700		5,700
小 計			△ 6,200		6,200
土木費	内水処理事業費		△ 500		500
	道路維持事業費		△ 4,400		4,400
	市単独事業費		△ 100		100
	雪害対策事業費		△ 1,600		1,600
	橋りょう長寿命化事業費		△ 100		100
	上野橋整備事業費		△ 500		500
	公園管理費		700		△ 700
	稲葉川土地区画整理事業費		△ 100		100
小 計			△ 6,600		6,600
消防費	防火水槽整備事業費		△ 200		200
小 計			△ 200		200
教育費	学校施設管理費（小学校）		△ 2,900		2,900
	学校施設管理費（中学校）		△ 2,400		2,400
	生涯学習サロン整備事業費		△ 600		600
	城崎ポートセンター管理費		△ 1,600		1,600
	神美台スポーツ公園管理費		△ 200		200
小 計			△ 7,700		7,700
合 計			△ 33,800		33,800

※今回の補正予算分のみ掲載

# 地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
学校教育施設等 整備事業債 (充当率100%)	公立小学校整備事業	校内ネットワーク環境整備	△ 200
	公立中学校整備事業	校内ネットワーク環境整備	△ 100
小 計			△ 300
合併特例事業債 (充当率95%)	観光施設整備事業	玄武洞公園整備	△ 5,700
	内水処理施設整備事業	山田川流域内水対策事業	△ 500
	道路整備事業	市谷線整備	4,100
		正法寺岩井線整備	△ 4,200
	橋りょう整備事業	上野橋整備	△ 500
	除雪機械整備事業	除雪機械整備	△ 400
	土地区画整理事業	稲葉川土地区画整理事業	△ 100
	社会教育施設整備事業	生涯学習サロン整備	△ 600
小 計			△ 7,900
緊急防災・減災 事業債 (充当率100%)	庁舎整備事業	日高庁舎整備	△ 10,500
	観光施設整備事業	城崎文芸館整備	△ 500
	公園整備事業	ジャジャ山公園整備	800
	消防防災施設整備事業	防火水槽整備	△ 200
	公立小学校整備事業	ブロック塀対策事業	△ 2,700
	公立中学校整備事業	ブロック塀対策事業	△ 2,300
	保健体育施設整備事業	神美台スポーツ公園整備	△ 200
小 計			△ 15,600
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%)	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 4,400
小 計			△ 4,400
過疎対策事業債 (充当率100%)	バス交通対策事業	イナカー整備	△ 900
	地域振興事業	太鼓橋整備	△ 1,700
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 100

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
過疎対策事業債 (充当率100%) (つづき)	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 1,200
	公園整備事業	東山公園整備	△ 100
	保健体育施設整備事業	城崎ボートセンター整備	△ 1,600
小計			△ 5,600
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分) (充当率100%)			△ 7,100
小計			△ 7,100
合計			△ 40,900

※今回の補正予算分のみ掲載



第70号議案

豊岡市被災者生活再建支援基金条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市被災者生活再建支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

基金設置の目的に、新型インフルエンザ等緊急事態措置により被害を受けた者の生活再建、事業再建等を支援する施策を加えるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市被災者生活再建支援基金条例の一部を改正する条例

豊岡市被災者生活再建支援基金条例（平成17年豊岡市条例第217号）を次のように改正する。

第1条中「が発生した場合に、当該自然災害により被害を受けた者の生活再建等」を「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置により被害を受けた者の生活再建、事業再建等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊岡市被災者生活再建支援基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

基金設置の目的に、新型インフルエンザ等緊急事態措置により被害を受けた者の生活再建、経済再建等を支援する施策を加えること。（第1条関係）

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市被災者生活再建支援基金条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条に規定する自然災害が発生した場合に、当該自然災害により被害を受けた者の生活再建等を支援する施策  <u>を支援する施策</u>                      の経費に充てるため、豊岡市被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条に規定する自然災害又は<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置により被害を受けた者の生活再建、事業再建等を支援する施策</u>の経費に充てるため、豊岡市被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>



第71号議案

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

新型コロナウイルス感染症の感染により、労務に服することができなくなった被保険者に傷病手当金を支給するため。





豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険条例（平成17年豊岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間であってその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受ける

ことができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市国民健康保険条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日以後の傷病手当金の支給について適用する。

## 豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間であって労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給すること。(附則第5項関係)
- (2) 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とすること。(附則第6項関係)
- (3) 傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。こと。(附則第7項関係)
- (4) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないこと。(附則第8項関係)
- (5) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給すること。市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収すること。(附則第9項、附則第10項関係)

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日以後の傷病手当金の支給について適用すること。

豊岡市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 1～4 略</p>	<p>附 則 1～4 略 (<u>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金</u>) 5 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したときは、発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間であつて、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することできない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> 6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保</u></p>

除法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。



第72号議案

豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市において行う後期高齢者医療の事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるため。





豊岡市条例第 号

豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

第3条中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

## 豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 市において行う後期高齢者医療の事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えること。(第2条関係)
- (2) その他所要の規定の整理をすること。(第3条関係)

### 2 附則

この条例は、令和2年5月1日から施行すること。

豊岡市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の____に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 略 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の____に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>



令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度豊岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,169,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,425,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年4月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		4,625,494	217,307	4,842,801
	2. 国庫補助金	1,910,670	217,307	2,127,977
17. 県支出金		2,958,772	1,749	2,960,521
	2. 県補助金	1,124,841	1,749	1,126,590
20. 繰入金		2,422,123	947,430	3,369,553
	2. 基金繰入金	2,364,982	947,430	3,312,412
22. 諸収入		1,719,731	3,300	1,723,031
	5. 雑収入	1,127,974	3,300	1,131,274
歳入合計		46,256,000	1,169,786	47,425,786

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,895,132	66,880	5,962,012
	1. 総務管理費	5,276,248	66,880	5,343,128
3. 民生費		12,926,555	54,546	12,981,101
	3. 児童福祉費	4,959,309	54,546	5,013,855
4. 衛生費		4,751,655	3,317	4,754,972
	1. 保健衛生費	4,180,147	3,317	4,183,464
6. 農林水産業費		1,810,987	861	1,811,848
	1. 農業費	1,501,765	414	1,502,179
	3. 水産業費	64,325	447	64,772
7. 商工費		1,244,558	637,494	1,882,052
	1. 商工費	1,244,558	637,494	1,882,052
9. 消防費		2,120,576	5,018	2,125,594
	1. 消防費	2,120,576	5,018	2,125,594
10. 教育費		5,156,370	401,670	5,558,040
	1. 教育総務費	765,920	2,315	768,235
	2. 小学校費	909,293	265,035	1,174,328
	3. 中学校費	339,470	126,485	465,955
	4. 幼稚園費	313,954	2,835	316,789
	6. 保健体育費	1,091,526	5,000	1,096,526
歳出合計		46,256,000	1,169,786	47,425,786

## 第 2 表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加 事 項	期 間	限 度 額
美しい村づくり資金利子補給事業	令和3年度から 令和9年度まで	1,670
豊かな海づくり資金利子補給事業	令和3年度から 令和9年度まで	1,907
計		3,577



令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 3 号 ) に 関 す る 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	4,625,494	217,307	4,842,801
17. 県支出金	2,958,772	1,749	2,960,521
20. 繰入金	2,422,123	947,430	3,369,553
22. 諸収入	1,719,731	3,300	1,723,031
歳入合計	46,256,000	1,169,786	47,425,786



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	5,895,132	66,880	5,962,012
3. 民生費	12,926,555	54,546	12,981,101
4. 衛生費	4,751,655	3,317	4,754,972
6. 農林水産業費	1,810,987	861	1,811,848
7. 商工費	1,244,558	637,494	1,882,052
9. 消防費	2,120,576	5,018	2,125,594
10. 教育費	5,156,370	401,670	5,558,040
歳出合計	46,256,000	1,169,786	47,425,786

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			66,880
22,813			31,733
			3,317
			861
1,333		492,000	144,161
			5,018
194,910		3,300	203,460
219,056	0	495,300	455,430

## 2. 歳入

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1,124,388	22,813	1,147,201
8. 教育費国庫補助金	245,542	194,494	440,036
計	1,910,670	217,307	2,127,977

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 商工費県補助金	2,804	1,333	4,137
9. 教育費県補助金	29,962	416	30,378
計	1,124,841	1,749	1,126,590

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,458,255	455,430	1,913,685
17. 被災者生活再建支援基金繰入金	0	492,000	492,000
計	2,364,982	947,430	3,312,412

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,126,938	3,300	1,130,238
計	1,127,974	3,300	1,131,274

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
3.	児童福祉費補助金	22,813	放課後児童健全育成事業費補助金 保育環境改善等事業費補助金	10,444 12,369
1.	教育総務費補助金	949	学校保健特別対策事業費補助金	949
2.	小学校費補助金	128,430	公立学校情報機器整備費補助金	128,430
3.	中学校費補助金	62,280	公立学校情報機器整備費補助金	62,280
4.	幼稚園費補助金	2,835	教育支援体制整備事業費交付金	2,835

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	商工費補助金	1,333	商店街消費拡大支援事業費補助金	1,333
1.	教育総務費補助金	416	学習指導員配置事業費補助金	416

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	財政調整基金繰入金	455,430	財政調整基金繰入金	455,430
1.	被災者生活再建支援基金繰入金	492,000	被災者生活再建支援基金繰入金	492,000

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
3.	雑入	3,300	補助金・交付金 学校臨時休業対策費補助金	3,300 3,300

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 財産管理費	523,605	65,558	589,163				65,558
11. 情報管理費	248,721	858	249,579				858
32. 地域コミュニティ 推進費	387,516	464	387,980				464
計	5,276,248	66,880	5,343,128				66,880

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,711,805	31,348	1,743,153				31,348
2. 放課後児童クラブ 運営費	246,279	10,729	257,008	10,444			285
4. 私立保育所費	2,261,507	9,000	2,270,507	9,000			
5. 公立保育所費	723,530	3,469	726,999	3,369			100



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		3,558	庁舎管理費 【総務課】	3,558
			消耗品費	3,558
21. 補償、補填及び賠償金		62,000	財産管理費 【財政課】	62,000
			補償金	62,000
			指定管理者休業補償	62,000
17. 備品購入費		858	行政情報化推進事業費 【情報推進課】	858
			事業用備品	858
10. 需用費		333	コミュニティセンター管理費 【コミュニティ政策課】	464
17. 備品購入費		131	消耗品費	333
			庁用備品	131

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		8	子育てセンター運営事業費 【こども育成課】	1,386
			庁用備品	1,386
11. 役務費		194	児童扶養手当・就学援助費受給者支援給付事業費 【社会福祉課・こども教育課】	29,962
17. 備品購入費		1,386	消耗品費	2
			印刷製本費	6
18. 負担金、補助及び交付金		29,760	通信運搬費	84
			手数料	110
			交付金	29,760
			児童扶養手当・就学援助費受給者支援給付金	29,760
10. 需用費		290	放課後児童健全育成事業費 【こども育成課】	10,729
			消耗品費	290
11. 役務費		275	通信運搬費	275
17. 備品購入費		10,164	庁用備品	10,164
18. 負担金、補助及び交付金		9,000	子ども子育て支援交付金等事業費 【こども育成課】	9,000
			補助金	9,000
			保育環境改善等事業費	9,000
10. 需用費		135	保育所入所事務費 【こども育成課】	100
			通信運搬費	100
11. 役務費		100	児童保育運営事業費 【こども育成課】	3,369
			消耗品費	135
17. 備品購入費		3,234	庁用備品	3,234

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	4,959,309	54,546	5,013,855	22,813			31,733

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 診療所費	85,716	3,317	89,033				3,317
計	4,180,147	3,317	4,183,464				3,317

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	570,371	414	570,785				414
計	1,501,765	414	1,502,179				414

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 水産業振興費	46,097	447	46,544				447
計	64,325	447	64,772				447

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
27. 繰出金	3,317	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 3,317 診療所事業特別会計繰出金 3,317

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	414	農業振興事業費 【農林水産課】 414 利子補給金 414 美しい村づくり資金 414

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	447	水産業振興事業費 【農林水産課】 447 利子補給金 447 豊かな海づくり資金 447

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	597,793	534,000	1,131,793	1,333		492,000	40,667
5. 観光費	313,963	103,494	417,457				103,494
計	1,244,558	637,494	1,882,052	1,333		492,000	144,161

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 災害対策費	500,558	5,018	505,576				5,018
計	2,120,576	5,018	2,125,594				5,018

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 教育振興基本計画推進費	11,975	416	12,391	416			
5. 学校振興費	163,937	1,899	165,836	949			950

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		135,000	商工振興事業費 【環境経済課】	534,000
			事業委託料	135,000
18. 負担金、補助及び 交付金		399,000	休業要請事業者経営継続支援事業 補助金	42,000
			商店街消費拡大支援事業費	2,000
			商工業支援対策事業費	40,000
			交付金	357,000
			神鍋地域事業継続支援給付金	30,000
			休業要請協力金	12,000
			創業初期事業者支援給付金	15,000
			緊急雇用維持助成金	300,000
12. 委託料		34,850	観光事業費 【大交流課】	103,494
			業務委託料	34,850
18. 負担金、補助及び 交付金		68,644	誘客促進強化業務 補助金	68,644
			観光協会	35,374
			観光地魅力強化事業費	30,000
			たんとうチューリップまつり開催事業費	3,270

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
17. 備品購入費		5,018	避難所充実事業費 【防災課】	5,018
			事業用備品	5,018

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
7. 報償費		416	教育プラン推進事業費 【こども教育課】	416
			報償金	416
10. 需用費		1,899	感染症対策事業費 【こども教育課】	1,899
			消耗品費	1,899

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	765,920	2,315	768,235	1,365			950

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	597,634	265,035	862,669	128,430			136,605
計	909,293	265,035	1,174,328	128,430			136,605

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	264,323	126,485	390,808	62,280			64,205
計	339,470	126,485	465,955	62,280			64,205

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	313,954	2,835	316,789	2,835			

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	23,650	学校施設管理費 【教育総務課】 265,035 消耗品費 23,650
12. 委 託 料	6,985	業務委託料 6,985 ネットワーク設定変更業務
17. 備 品 購 入 費	234,400	ICT支援業務 事業用備品 234,400

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	7,700	学校施設管理費 【教育総務課】 126,485 消耗品費 7,700
12. 委 託 料	6,985	業務委託料 6,985 ネットワーク設定変更業務
17. 備 品 購 入 費	111,800	ICT支援業務 事業用備品 111,800

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	63	幼稚園運営事業費 【こども育成課】 2,835 消耗品費 63
17. 備 品 購 入 費	2,772	庁用備品 2,772

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	313,954	2,835	316,789	2,835			

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 学校給食共同調理 所 費	389,067	5,000	394,067			3,300	1,700
計	1,091,526	5,000	1,096,526			3,300	1,700



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	5,000	給食センター管理費 【教育総務課】 5,000 補助金 5,000 学校給食調理業者衛生管理改善事業費 5,000



第74号議案

令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和2年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,885,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		6,544,289	1,000	6,545,289
	1. 県補助金	6,544,289	1,000	6,545,289
歳入合計		8,884,640	1,000	8,885,640

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		6,149,372	1,000	6,150,372
	7. 傷 病 手 当 金	0	1,000	1,000
歳 出	合 計	8,884,640	1,000	8,885,640



令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算(第1号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	6,544,289	1,000	6,545,289
歳入合計	8,884,640	1,000	8,885,640





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費	6,149,372	1,000	6,150,372
歳出合計	8,884,640	1,000	8,885,640

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,000			
1,000	0	0	0

## 2. 歳 入

## (款) 4. 県支出金

## (項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,544,289	1,000	6,545,289
計	6,544,289	1,000	6,545,289

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 特 別 交 付 金	1,000	特別調整交付金（豊岡市分）	1,000

3 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 傷病手当金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 傷 病 手 当 金	0	1,000	1,000	1,000			
計	0	1,000	1,000	1,000			

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付		1,000	保険給付事業費 【市民課】 傷病手当金	1,000 1,000





令和 2 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,317 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 276,720 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 27 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入		22,216	3,317	25,533
	4. 繰入金	5,809	3,317	9,126
歳入合計		273,403	3,317	276,720

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		22,116	3,317	25,433
	1. 総 務 費	17,186	3,317	20,503
歳 出 合 計		273,403	3,317	276,720



令和 2 年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第 1 号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	22,216	3,317	25,533
歳入合計	273,403	3,317	276,720



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	22,116	3,317	25,433
歳出合計	273,403	3,317	276,720



(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			3,317
0	0	0	3,317

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	5,809	3,317	9,126
計	5,809	3,317	9,126

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	3,317	一般会計繰入金	3,317

3 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	17,186	3,317	20,503				3,317
計	17,186	3,317	20,503				3,317

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	3,317	一般管理費 【健康増進課】 3,317 整備工事費 3,317 院内感染対策